

令和7年度公募型協働推進事業（テーマ設定型事業）実施要領

1 趣旨

この要領は、盛岡市市民協働推進事業補助金交付要綱（令和7年告示第号）第2第2号に規定する公募型協働推進事業（テーマ設定型事業）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 目的

市が社会的・地域的な課題と考えるテーマに基づき、市民活動団体等からの企画提案により実施する公益的な事業を支援することにより、市の社会的・地域的課題の解決並びに市民活動団体等及び市の協働を推進することを目的とする。

3 概要

市は、市があらかじめ設定したテーマに基づき市民活動団体等から事業を募集し、その中から公募型協働推進事業（テーマ設定型事業）として選定した事業（以下「選定事業」という。）に要する経費に対して補助金を交付する。

4 募集する事業

市が実施していない公益的な事業で、市民活動団体等と市が協働することにより、高い成果が期待できる次のテーマに基づく事業。

<p>テーマ1</p> <p>地域と連携したまちの文化と日常の魅力を伝えるための取組</p> <p>（市担当課：市長公室 企画調整課都市戦略室）</p>	<p>（テーマ設定・募集の意図）</p> <p>市は、シティプロモーション指針及び推進計画を策定し、盛岡らしい有形・無形の価値や魅力（盛岡ブランド）を活用するとともに、都市としての良好なイメージや知名度（都市ブランド）を高めることにより、盛岡を愛する人を増やし、選ばれる都市となることを目指しています。</p> <p>ニューヨークタイムズ紙「2023年に行くべき52か所」に選出されてから1年が過ぎ、効果を一過性のものとしないうちにも、評価されたまちの文化と日常に詰まっている魅力を地域や市民とともに発信し、選ばれる都市から選ばれ続ける都市へ変化していくことを目指すものです。</p> <p>（事業例）</p> <ul style="list-style-type: none">・地域と地域の魅力をつなぐコンテンツの作成とSNSや動画配信サイトを活用した発信・喫茶店や麺など町に根付く文化や歴史的建造物の発信・地域の人や文化と触れることができるイベントの実施・盛岡の特産等を活用した文化や魅力の発信
---	---

<p>テーマ 2</p> <p>移住者や地元の若者などが地域との交流を通して愛郷心を高める機会の提供</p> <p>(市担当課：市長公室 企画調整課都市戦略室)</p>	<p>(テーマ設定・募集の意図) 本市では、転出者が転入者を上回る「転出超過」の状態が続いています。こうした中で、移住者や地元の若者などが、地域との交流などを通じて、地域に対する愛着を持つことにより定住やUターンにつながることを期待されています。 こうした背景を踏まえて、地元定着促進を目的として、移住者や若者などが本市における地域課題に触れ、また地域で活動する人々と交流する機会を提供することを目指します。</p> <p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高校生の地域の魅力探究活動交流会 ・ 移住者や学生と町内会・商店街・地域の事業者等と連携したイベント等の実施 ・ 移住者等交流会
<p>テーマ 3</p> <p>町内会活動の持続性維持に向けた伴走支援とハンドブックの作成</p> <p>(市担当課：市民部 市民協働推進課)</p>	<p>(テーマ設定・募集の意図) 町内会・自治会から、役員の担い手不足等を理由に町内会の解散等を検討している旨の相談が増加しています。この要因として、高齢化や人口減少はもとより、コロナ禍によりコミュニティの希薄化が想定以上に進行し、町内会活動の継続が困難である状況が顕在化していると考えられます。 令和3年3月に策定した「盛岡市地域づくり協働推進計画」は、コロナ禍の影響を想定しておらず、現状、現計画の取組では対応しきれない課題が生じていることから、町内会活動の持続性維持を念頭に、専門知識を有するNPO法人等がアドバイザーとなり、市と共に地域に入り、相談対応や活動の棚卸しなど、伴走型支援を行います。また、町内会活動のハンドブック（棚卸し等のヒント集）を町内会と共に作成し、他町内会への横展開も検討します。</p> <p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会・自治会等の運営体制の見直しの伴走支援（活動の棚卸し、アドバイスや他事例の紹介など）
<p>テーマ 4</p> <p>介護職員の魅力を発信するための取組</p> <p>(市担当課：保健福祉部 介護保険課)</p>	<p>(テーマ設定・募集の意図) 少子高齢化の進行等により介護職員の人材不足が課題となっている一方で、必要となる介護職員数は、今後も大幅に増加すると見込まれます。学生や保護者に介護職に対して興味関心をもってもらうため、介護職の魅力を発信するイベント等、盛岡市の介護職員人材確保に係る企画を実施するものです。</p> <p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若手介護職員による動画作成による介護職の魅力を発信 ・ 市民向けへの介護職の魅力をアピールするイベントの開催

<p>テーマ 5</p> <p>こどもの自由な遊び場「プレイパーク」イベントの開催</p> <p>(市担当課：子ども未来部子ども青少年課)</p>	<p>(テーマ設定・募集の意図)</p> <p>近年、「市長への手紙」や子育て家庭を対象とするアンケートなどにおいて、こどもの遊び場を求める声が多く届いており、遊び場の創出は、盛岡における子育ての地域的課題の一つとなっています。</p> <p>その背景としては、こどもを一人で遊びに行かせにくい環境にあることのほか、公園における遊具の撤去やボール遊びの禁止、外出してもゲームやスマートフォンで遊ぶだけ、といった状況が見られ、昔と比べて外遊びのあり方自体に変化が生じていることが挙げられます。</p> <p>自然の中で体を動かして遊ぶことは、こどもの健全な成長に繋がるものであり、こどもが大人に見守られながら自由に遊ぶことができる機会や場所を一つでも多く作り出すことは、盛岡のこどもたちのために必要な取組です。</p> <p>今回提案する「プレイパーク」は、自然と触れ合いながら、こどもたちのアイデアを通して発見や遊びを創造することができる遊び場です。また、大きな特徴として、遊びの環境整備やこどもの見守りを行うプレイリーダーがおり、外遊びに慣れていないこどもにとっても、自由に遊ぶことの楽しさを知るきっかけになる遊び場です。</p> <p>「プレイパーク」での遊びは、身のこなし（危険察知能力）、臨機応変に対応する力、意欲、創造性、協働性など、いわば「生きる力」を身につくものであることから、こどもの健全な成長とともに、遊び場の創出という地域的課題について、新たな視点から解決を図るものであります。</p> <p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公園や緑地などの屋外施設を活用した、プレイリーダーのいる自由な遊び場イベントの実施 ・児童センターなどの市の屋内施設を活用した、プレイリーダーのいる自由な遊び場イベントの実施
<p>テーマ 6</p> <p>商業・サービス業を支える盛岡らしい文化を起点とした「街なか」の賑わい創出</p> <p>(市担当課：商工労働部経済企画課)</p>	<p>(テーマ設定・募集の意図)</p> <p>「第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン」においては、盛岡が持つ様々な魅力的な要素をつなぎ、相乗効果を生み出すとともに、街なかの回遊性の向上に向けて、各般の取組を行っているほか、徒歩圏内に様々な魅力的要素が点在している盛岡のまちづくりがグローバルな視点で再評価されており、これらの担い手として生産者、商業者の役割が大きい状況です。</p> <p>こうした背景を踏まえ、当市の魅力をさらに高めていきたいという志を持ち、商業・サービス業が支える盛岡らしい文化を起点として「街なか」の賑わいを創出するためのイベント等を実施する市民等の取組を募集し、その取組を後押しすることにより、街なかの賑わいを創出することを目的とします。</p> <p>(事業例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街の活性化につながる市場等の実施 ・盛岡の魅力を発信し、「街なか」の賑わい創出につながるイベントの実施

<p>テーマ 7</p> <p>映画文化を盛り上げる取組</p> <p>(市担当課：商工労働部 経済企画課)</p>	<p>(テーマ設定・募集の意図) 盛岡市は市中心部に映画館が集積し、全国的にも珍しい「映画館通り」があり、映画にちなんだイベントが毎年開催されるなど映画文化が根付いた「映画の街」であります。市民団体等による映画文化の振興に資する取組を後押しすることで映画文化を盛り上げることを目的とします。</p> <p>(事業例) ・市民団体等における映画関連イベントや上映会の実施等</p>
<p>テーマ 8</p> <p>公共交通不便地域で移動手段を確保しようとする取組</p> <p>(市担当課：建設部 交通政策課)</p>	<p>(テーマ設定・募集の意図) 市は、公共交通（鉄道・バス等）の利用が不便な地域において、移動手段の確保を検討する場合、既存の公共交通との関係も考えながら、関係者※と話し合い、その地域に適した仕組みが作られるよう支援します。このテーマでは、市民活動団体等と市が協働により、地域内交通の現状や課題の把握、今後目指したい地域内交通の姿の検討のほか、試験運行等に取り組もうとする企画提案を募集するものです。※関係者とは、この取組に関わる地域住民の団体や、取組を考えている市民活動団体、交通事業者、行政機関等</p> <p>(事業例) ・地域の調査（例：アンケート、ヒアリング） ・先行事例調査（例：現地調査、説明者招へい） ・勉強会・意見交換会 ・地域に必要な交通サービスと運行内容の検討 ・試験運行 ・取組内容の広報 など</p>
<p>テーマ 9</p> <p>遊休不動産等を活用した賑わいと活力がある中心市街地の形成に向けた取組</p> <p>(市担当課：都市整備部 市街地整備課まちなか未来創生室)</p>	<p>(テーマ設定・募集の意図) 当市の中心市街地は、古くから城下町として栄え、現在でも歴史的及び文化的資源や自然が残っていることや、公共施設・病院等が立地しており、生活の利便性が高いことなどが特徴として挙げられます。また、最近では、複数のマンション建設が進んでおり、今後も新たな居住者の増加が見込まれています。一方で、幅員が狭く車中心の街路が多いことや、空き店舗・空地及び青空駐車場等の増加による空洞化、住民の高齢化及び単独・核家族世帯の増加によるコミュニティの希薄化等が懸念されているところです。このような課題を踏まえ、中心市街地エリアにおいて、街路等の公共空間や空き店舗・空地や青空駐車場等の民間の遊休不動産等を活用して地域課題の解決に資する取組を行う団体を募集し、その取組を後押しすることによって、賑わいと活力がある中心市街地の形成につなげることを目的とします。</p> <p>(事業例) ・道路及び沿線店舗敷地への休憩・飲食スペースの設置 ・空地、青空駐車場を活用した広場の設置及びイベントの実施 ・空き店舗を活用したコミュニティスペースの設置</p>

5 応募要件

- (1) 市民を対象とし、かつ市民ニーズが反映された事業であること。
- (2) 特定の個人や団体の利益に資する事業でないこと。
- (3) 提案する事業が市を含む法人等の補助を受けていないこと。
- (4) 提案する事業のテーマを設定した市担当課と、事業の目的や実施内容、役割分担等について、事前に協議を済ませていること。
- (5) これまでの選定事業と同一の目的及び内容となる事業の場合は、通算で3回以内であること。
- (6) 令和8年3月24日（火）までに事業を完了すること。

6 応募者の資格

- (1) 盛岡市内に主たる事務所を有し、又は盛岡市内で活動実績があり、提案する事業を確実に遂行できる市民活動団体等であること。
- (2) 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とする団体でないこと。
- (3) 実施事業のプロセス、効果、課題等について検証した結果を公表することについて同意できること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員である団体でないこと。

7 補助対象経費

- (1) 提案する事業を実施するために、直接必要な経費。なお、団体の運営経費は対象外とする。
- (2) ボランティアとして参加する者の賃金は経費に算入しても構わないが、積算するにあたってはその団体が雇用している臨時職員の賃金の単価を使用すること。
- (3) 備品等財産の取得にかかる経費は、原則として対象外とする。

8 補助額

補助額は、補助対象経費の5分の4以内とする（その額が40万円を超えるときは、40万円まで）。ただし、補助対象経費が10万円未満の事業については補助対象経費の額、10万円以上12万5,000円以下の事業については10万円とする。

なお、補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

9 応募方法

- (1) 応募期限
令和7年5月9日（金）17時（必着）

(2) 必要書類

次の書類を持参又は郵送で提出すること。

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 団体の概要（様式第4号）
- オ 事業実施に向けたチェックシート（様式第5号）
- カ 定款、会則又はこれに代わるもの（任意様式）
- キ 前年度の事業報告書又はこれに代わるもの（任意様式）（設立から1年に満たない場合を除く。）
- ク 前年度の収支決算書又はこれに代わるもの（任意様式）（設立から1年に満たない場合を除く。）
- ケ 参考資料（団体のパンフレット等）

(3) 提出先

盛岡市内丸12番2号 盛岡市市民部市民協働推進課協働推進係

(4) その他

- ア 応募に要する費用は、応募者の負担とする。
- イ 応募書類は、返却しない。

10 選考方法

- (1) 応募された事業は、市民協働推進課において一次審査を行い、応募要件を全て満たしているか確認を行う。なお、書類の差替えは、応募期限の令和7年5月9日（金）17時まで可能とする。
一次審査の結果は、選考委員会の詳細と併せて、応募者及び協働担当課あて文書にて通知する。
- (2) 書類審査で応募要件を全て満たしていることを確認された事業は、市民協働推進事業選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、書類及び公開プレゼンテーションを元に審査を行う。選考委員会は5月下旬頃の開催を予定しているが、応募者及び協働担当課は選考委員会に出席すること。
※選考委員会の日程及び審査方法は変更になる可能性あり。
- (3) 選考委員会において上位の評価を受けた事業から順に、予算の範囲内で、選定事業及び補助額を決定する。
- (4) 補助申請額が予算残額を超える場合は、応募者と協議して補助額を決定する。
- (5) 選考委員会の評価が一定の基準に満たない場合は、予算の範囲内であっても補助金交付対象外とする。

11 選考基準

- (1) 市民のニーズに合っているか。
- (2) 公益的な事業であるか。
- (3) 実現性がある事業計画となっているか。
- (4) 予算の見積もりは適正か。
- (5) 事業実施後の団体の運営に持続性があるか。
- (6) 将来的な事業効果が見込めるか。
- (7) 独創性のある事業であるか。
- (8) 応募者と市が協働することにより相乗効果が期待できるか。

12 関係書類の保管等

選定事業の事業者は、事業費の収支を明らかにした書類等を整備し、選定事業完了後、5年間保管すること。

13 その他

- (1) 選定事業を実施するに当たっての詳細事項について、市との協議が整った後に補助金を交付する。なお、選定後に事業内容の一部変更を申し出た場合、当初計画書及び予算書に記載のない事業に係る費用については、原則として補助対象外とする。
- (2) 選定事業の事業者は、事業終了後は、実施事業のプロセス、効果、課題等について検証の上、事業報告書を令和8年3月31日（火）までに市に提出すること。
※選定事業の事業者と市担当課の双方で上記検証を行い、その内容を共有すること。
- (3) 市が主催する事例発表会や市公式ホームページ等で、事業の成果などの報告を求めることがあるので協力すること。
- (4) 選定事業の実施に際し、「盛岡市市民協働推進事業補助金」を活用した事業であることを公表すること（チラシやパンフレット、ポスターなどの印刷物、看板、成果物に明記すること。）。